

「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、秋田県能代市及び山本郡八峰町の地先の海域において、最大で総出力 180,000kW の洋上風力発電所を着床式で設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、秋田県が一般海域における洋上風力発電の促進を目的として設定した「候補海域」を参考としつつも、その一部は同候補海域より北側の海域まで拡張されている。このため、候補海域外の想定区域における事業計画の検討に際しては、秋田県を含めた関係機関との十分な調整が必要である。

また、想定区域の周辺には、重要野鳥生息地(IBA)である八郎潟及び小友沼が存在しており、多数のガン・カモ類が確認されているなど、渡り鳥の主要な渡りの経路となっている可能性があることから、これら鳥類への影響が懸念される。

さらに、想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月環境省)に選定されている海域があり、藻場が連続して広がることから、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。

したがって、本事業の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 関係機関等との連携

本事業の想定区域は、秋田県が一般海域における洋上風力発電の促進を目的とし

て設定した候補海域を参考に設定されているが、その一部は同候補海域より北側の海域まで拡張されていることから、特に候補海域外の計画については、秋田県等との協議・調整を十分に行い、更なる検討を進めること。

(3) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見の反映

水の濁り、水中音の発生、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等による影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

2 . 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、重要野鳥生息地(IBA)である八郎潟及び小友沼が存在しており、多数のガン・カモ類が確認されているなど、渡り鳥の主要な渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害による鳥類への影響が懸念される。このため、鳥類の種ごとに高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握するため、専門家等からの助言を踏まえつつ、時期、時間帯、回数、地点等を含む適切な調査方法により調査を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(2) 海生生物に対する影響

想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月環境省)に選定されている海域があり、藻場が連続して広がることから、本事業の実施により、水の濁り等によるこれらの藻場等に生息・生育する海生生物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場等に生息・生育する海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を講ずることにより、これらの海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

また、基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物への影響等について、必要に応じて最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、適切な保全措置を講ずるとともに、影響に関するモニタリング等を実施すること。

(3) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、秋田県立自然公園条例（昭和33年秋田県条例第38号）に基づき指定された八森岩館県立自然公園が位置し、同公園内には「鹿の浦展望所」等の眺望点が存在している。また、同区域の周辺には、「能代海水浴場」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。